

令和 6 年 3 月 12 日（火）

於・特許庁本庁舎 16 階特別会議室＋WEB 会議室

産業構造審議会第 19 回知的財産分科会速記録

特 許 庁

目 次

1. 開 会	1
2. 出願・審査の現状	3
3. イノベーション創出のための知財エコシステムの構築に向けて	20
4. 各小委員会の報告	41
5. 産業競争力強化法等の一部を改正する法律案のうち INPIT 法関連箇所について	41
6. 閉 会	42

1. 開 会

○津幡企画調査課長 それでは、ただいまから、産業構造審議会第 19 回知的財産分科会を開会いたします。事務局を担当いたします特許庁企画調査課の津幡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議事進行につきましては、益分科会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○益分科会長 皆さん、こんにちは。東京工業大学の益でございます。この分科会長を務めさせていただいております。よろしくお願いいたします。

本日も多くの議題がございますが、各議題について後ほど事務局より説明いただきたいと思います。

議題に移る前に、新たな委員が加わっております。御紹介及び定足数等につきまして事務局から説明をしていただきます。よろしくお願いいたします。

○津幡企画調査課長 それでは、まず初めに、新たに本分科会の委員になられた方を御紹介いたしますので、一言御挨拶をお願いいたします。

株式会社エムスクエア・ラボ代表取締役社長、加藤百合子委員。

○加藤委員 エムスクエア・ラボの加藤です。よろしくお願いいたします。

○津幡企画調査課長 どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、日本弁理士会会長、鈴木一永委員。

○鈴木委員 日本弁理士会の会長をしております鈴木一永と申します。よろしくお願いいたします。

○津幡企画調査課長 よろしく申し上げます。

続きまして、女子美術大学教授/ヒロタデザインスタジオ代表の廣田尚子委員。恐らくまだ入られていないと思いますので、後ほど機会がありましたら御挨拶いただければと思います。

続きまして、株式会社フジワラテクノアート代表取締役副社長、藤原加奈委員。本日は御欠席のため、同社の狩山専務取締役が代理で出席されております。

○狩山様（藤原委員代理） フジワラテクノアートの狩山です。今日は藤原副社長の代理で出席します。よろしくお願いいたします。

○津幡企画調査課長 よろしく願いいたします。

以上の4名の方に新たに委員に御就任いただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、加藤委員、田村委員、廣田委員、増島委員、竹中委員にオンライン参加いただいております。後ほど廣田委員もオンラインで参加いただく予定でございます。

また、鬼頭委員は御欠席のため、名古屋大学特任教授の齋藤様が代理で出席されています。また、柳川委員も御欠席ということでございます。

議決権を有する17名の委員のうち過半数を超える委員に御出席をいただいておりますので、産業構造審議会令第9条に基づき、本日の分科会は成立となります。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。本日の配付資料は、事前にお送りいたしますとおり、議事次第、委員名簿、資料1～4、それから、鬼頭委員及び竹中委員から提出されたコメントがございます。会場の皆様、資料についてはお手元のタブレットでご覧ください。

タブレットの使い方についてお困りになった場合には、挙手いただくなどして合図をいただければ、担当の者が対応いたしますので、よろしくお願いいたします。

それから、議事の公開について、一般傍聴及びプレスの方々の傍聴につきましては、ウェブ傍聴に限って可能とし、配付資料、議事要旨及び議事録は原則として公開いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上になります。

○益分科会長 ありがとうございます。

それでは、議事に先立ちまして、濱野長官から御挨拶をお願いいたします。

○濱野特許庁長官 ただいま御紹介いただきました長官の濱野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。恐縮でございますが、着席にて失礼いたします。

益会長はじめ委員の皆様、本日は大変御多忙の折お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。今回新たに委員をお引き受けくださいました加藤様、鈴木様、廣田様、藤原様、厚く御礼を申し上げます。また、引き続き委員を務めていただきます皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

知的財産分科会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

御案内のとおり、我が国を取り巻くビジネス環境の変化、加速してございまして、昨年5月には新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられたことで、ビジネスのグローバル展開も再開されてきたところでございます。このような中で、戦略的な知財経営を展開することで社会に対して新たな価値を創造するようなイノベーションを生み出していくことがますます重要になっております。近年は、デジタル化や国際化のさらなる進展への対応に加えまして、気候変動問題の深刻化、AI技術の急速な発展、多様性、包摂性への促進、経済安全保障の視点での知財保護など様々な課題が生まれてございます。

私ども特許庁は、こうした課題を的確に捉え、大企業、中小企業及びスタートアップなどの多様な主体による知財エコシステムの共創を通じてイノベーションの創出を促進すべく、世界最速、最高品質の審査をはじめとする質の高いサービスを安定的に提供するとともに、INPITと協力いたしまして、中小企業やスタートアップへの支援等も実施するなど、イノベーションの促進を支援するために様々な取組を行っているところでございます。

また、特許庁自身が、知財を取り巻く環境が大きく変化していく中においても、働きがいと働きやすさの両立及びユーザーの期待により応えられる持続可能な組織を目指しまして、AIを活用した業務効率化やキャリアビジョン育成などの人材確保・育成等々、組織経営改革の取組を進めているところでございます。2021年に策定いたしましたMVVとも照らし合わせながら、これらの取組を通じて、特許庁の組織力、そして職員個々の能力を最大限発揮できるよう取り組んでまいります。

本日は、知財エコシステムを構成する多様な主体が社会に新たな価値を見出し、イノベーションを創出するために必要な取組や知財行政の在り方につきまして、委員の皆様から忌憚のない御意見、御議論を頂戴できれば幸いです。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○益分科会長 どうもありがとうございます。

2. 出願・審査の現状

○益分科会長 それでは、議事に入ります。まず、資料1を事務局から説明いただき、その後、委員の皆様からの御質問、御意見をお伺いさせていただきます。途中で退席される予定の委員の方におかれましては、資料2から4についての御意見等も併せてこの機会に発していただいても結構でございます。

それでは、資料1「出願・審査の現状」について事務局より報告をお願いします。よろしくをお願いいたします。

○津幡企画調査課長 それでは、資料1をご覧ください。「出願・審査の現状」ということで御報告いたします。

まず、スライドの1枚目ですが、特許の出願件数の動向については、グラフにありますとおり、2020年以降横ばい傾向でしたけれども、昨年、2023年は前年比3.6%増ということでございます。化学分野、情報通信分野の出願が増加している一方で、機械分野については若干減少しているというところでございます。

次のスライドにいきまして、審査請求件数につきましては、引き続き横ばい傾向となっております。出願増が今後どのように増えていくかというのを注視していく必要がございます。

それから、スライドの3枚目ですが、PCT出願件数につきましては2020年以降横ばい傾向ということですが、企業にヒアリングしたところ、今後、PCT出願含めたグローバル出願を増加させる見込みであるというお答えをされる企業がございまして、一定の増加も見込めますが、為替レートによる影響もございますので、引き続き注視が必要と考えております。

それから、スライド4、意匠になります。意匠の出願につきましては、前年比で微減ということですが、日本企業からの出願件数は若干減少傾向、他方で海外企業からの出願が国際意匠登録出願にシフトしていて、こちら、前年比で増加しているという状況でございます。全体としては横ばいで推移というところでございます。

それからスライド5、商標の出願ですけれども、こちらにつきましては、いずれも直近2年で減少ということです。コロナ禍で一時的に増えていた分野、あるいは中国などの出願減少というものが影響している。ただ、長期的には商標登録出願は高い水準で推移すると見込んでございます。

それから、次のスライド、こちらからは日米欧中韓で比較したものになります。まず、特許についてですが、中国は依然として増加しているところでございます。

続きましてスライド7、PCT出願について比較してみますと、やはり中国の伸びが大きいですが、近年は中国も横ばいというところでございます。

次に意匠について見てみますと、こちら中国においては非常に多い出願件数でございますけれども、2022年は横ばいというところでございます。

それから、商標につきましては、米中それぞれ 2020 年に大きく増加し、2021 年も高い水準でしたが、2022 年で急減しているというところでございます。こちら、やはり新型コロナが明けたということで、新型コロナ期はどうしてもマスクとかオンラインプラットフォームの出願が増えていた。あるいは中国は商標法改正等をきっかけに、使用を目的としない悪意の商標出願の取り締まりを強化したことなどがあり、出願件数が減っているものと見込まれます。

続きまして、スライド 10 からは審査の現状についてお知らせします。まず、特許についてですが、2014 年に設定された政府目標、2023 年度末、今年の 3 月において、一次審査期間は平均 10 か月以内、権利化までの期間は平均 14 か月以内とするということが目標として掲げられてございます。それに向かってこれまで取り組んでおりましたが、左側のグラフに示しますとおり、権利化までの期間、14.7 か月、一次審査まで 10 か月というのが 2022 年度全体の平均でございました。こちら、足元の状況を見ますと、2023 年度末に政府目標を達成する見込みということで今推移してございます。

それから、審査の質について右側のグラフでございます。特許審査全般の質についてのユーザー評価について経年で載せてございますけれども、ここ数年安定して質の評価をいただいているというところですよ。引き続き質の向上に向けて取り組んでございます。

続きまして、意匠の審査の現状になります。意匠はバッチで審査を行っておりまして、平均的に一次審査期間は 6～7 か月ということで安定して推移してございます。

それから、ユーザーの意匠審査の質に関する評価につきましては右に記載のとおりで、このような評価となっております。

それから、スライド 12、商標の審査の現状でございます。2022 年度末、昨年度末に一次審査までの期間を 6.5 か月、権利化までの期間を 8 か月とする政府目標の達成に向けて、これまで審査官増員、あるいは審査処理の効率化等の施策を実施してきておりましたが、審査期間の短縮については実現し、昨年の 3 月、無事、政府目標を達成したというところでございます。

それから、商標審査の質全般については、右に記載のとりの評価をいただいております。

それから、スライド 13、こちらからは審査の取組についての御説明になります。まず、特許につきましては、2014 年度から 10 年間かけて知財政策に関する基本方針という中で、世界最速、最高品質、国際展開というものを掲げて取り組んできてございます。

施策1については、先ほど御説明したとおりで、達成する見込みでございます。今後、2024年度4月以降、世界最速、最高品質の特許審査を基礎としたイノベーション創出支援ということで取り組んでまいりたいと思っております。

その中で施策1につきましては、審査の迅速性の維持ということで、昨今、AIなどの新たな技術の発展、あるいは技術の複合化・融合化等々困難な状況が続いておりますけれども、引き続き、我が国が誇る世界最速の特許審査を維持するということを堅持していきたいと思っております。

それから施策2、「質のさらなる向上」ということで、出願人とも共創しつつ、世界に通用する、「強く・広く・役に立つ権利」を創出していくように取り組んでいきたいと思えます。

それから施策3、「環境変化に対応したイノベーションの創出支援」とございます。外部環境変化にも適切に対応できるような取組ということで、例えばスタートアップ等に対するプッシュ型支援、あるいは特許出願非公開制度の着実な実施、こういったものが入ってきてございます。ユーザー等の関係者を競争パートナーとしながら、特許審査部門の新たな機能を発揮してまいりたいと思っております。

それから施策4、「知財外交の推進」とあります。これまでも日本企業の国際展開を支援するため、審査実務などを新興国等に浸透させてきておりますが、引き続き、こういった我が国発のイノベーションの海外における保護・活用等、国際協力に向けて、これまで醸成してきた外国特許庁の審査官との信頼関係をさらに強化・拡充してまいりたいと思っております。

こういった取組を着実に実施するためには、やはりイノベーションの創出支援の土台である長期的に安定した審査体制を整備することが不可欠ということでございます。

左下でございますが、今後、AIの活用による質と生産性の向上、あるいは柔軟性を向上させた対応、あるいは必要なリソースの整備というところに取り組んでいきたいと思っております。

続きましてスライド14、意匠審査に関する取組でございます。意匠審査部門では、ユーザーが安定した意匠権を適時に取得・活用しやすい環境を実現するため、令和3年度に立てた中期計画に基づいて、以下、5つの柱に沿って取組を進めてございます。

第1のところでは、迅速な審査ということで、実施庁目標、平均一次審査まで5～7か月を達成すべく、審査スケジュールを策定し、徹底した期間管理を実施していくということ

等を取り組みます。

また、第2では質の向上ということで、強く・広く・役に立つ意匠権を設定すべく対応してまいります。

第3では、意匠審査実務及び知財行政に必要な能力の向上ということで、審査官も学会・セミナー等に参加し、最新の技術・デザイン情報を把握するとともに、行政官として幅広い視野を持つように、現場実習であったり研修等を実施してまいりたいと思っております。

第4においては、ユーザーニーズの把握ということですが、面接審査、あるいは企業訪問等を通じて意匠審査に関するユーザーニーズ等について情報を把握しつつ、意匠関連施策を積極的に外部に紹介してまいりたいと思っております。

それから、第5は働き方の改革ということで、審査官、職員が生産性高く働きやすい職場環境をつくって、審査全体に取り組んでまいりたいと思います。

それから、資料1の最後、スライド15になりますけれども、商標審査に関する取組ということで、昨年法改正されました商標法におきまして、新たにコンセント制度、あるいは他人の氏名を含む商標の登録要件緩和がございましたけれども、こちら、それぞれ審査基準及び便覧のほうの改訂準備を進めてございます。本年4月1日以降の出願に適用されるということで今準備しておりますが、基準については先月28日に公表済みでございます。

それから、右側ですけれども、先ほど政府目標達成ということをお伝えいたしましたが、引き続き、質の維持向上とともに、適正な審査期間を堅持すべく審査業務の効率化及び審査体制の充実を図ってまいりたいと思います。

資料1につきまして、事務局からの説明は以上になります。

○益分科会長 ありがとうございました。

それでは、資料1について御質問、御意見をいただきたいと思います。まず、会場にいらっしゃる皆様は、御発言の際には挙手をお願いします。御発言の際はできるだけマイクに近づいて御発声をお願いいたします。正面のマイクの赤いボタンを押してください。また、オンラインで御出席の皆様につきましては、挙手ボタンを押していただくようお願いいたします。順に指名させていただきますので、御発言の際は、マイクとカメラをオンにしてください。発言が終わられましたらオフとしていただければ幸いです。

それでは、委員の皆様、御発言ございますでしょうか。

どうぞ、長澤委員。

○長澤委員 長澤でございます。

特許庁様の努力については産業界も知的財産協会も非常に評価しているところですが、その中で気がついた点だけ申し上げます。

まず、特許審査の「世界最速」というのは数字から見れば明らかなことでして、最速で審査していただいております、大変助かっております。

「最高品質」に関しては、スライド10の満足度のところを見るとほぼ横ばい、満足というのは若干少なくなっていて、ただ、不満足というのも若干少なくなっています。特許審査の品質について少し聞き込みをした感じでは、G06Qの分類、とりわけ、AIを使った電子商取引関連の出願において、やはりちょっとこれは特許にしては拙いかという件が散見され、一方では厳しい審査をしている審査官もおられ、若干ばらつきを感じるころはございます。

ただ、AI担当官を増員したという話を聞いております。具体的には、2021年時点で10名だったところが、昨年10月時点では40名にまで増やした、と伺っておりまして、その効果がこれから出てくるであろうと思います。その改善効果については、注視していきたいと思っております。

次、商標については、今回の資料にもありますように、3条1項の1号から3号のところの審査の基準が少し安定してきているのではないかと思います。審査を甘めにしてしまうと、パンフレット一つ作るにも商標調査に多大な時間をかけなければいけないという結果になりますので、そういう意味では非常に好ましい傾向になっているのであらうと思っております。

それから意匠ですが、これはなかなか諸刃の剣でして、広い意匠権、確かにそれは創作者にとっては有り難いのですが、昨今、AIを使って出願される方も数多くおりまして、逆に、新しいデザインを考えるときに拘束感を受けているというような業界もあるように聞いております。従って、強い権利保護と創作意欲の低下という相反関係にある両視点を頭に置いていただいて、バランスの取れた審査基準でやっていただけたらありがたいと思っています。

資料1についてはそれぐらいです。ありがとうございました。

○益分科会長　ありがとうございます。何かコメントございますか。

○今村調整課長　調整課長をしております今村です。

長澤委員、どうもありがとうございます。先ほど御指摘いただきました、特に電子商取引の部分ですね。AI関連等の発明、出願が増えてきているというところも背景にあるのか

かもしれません。今、御発言がありましたように、AI 担当官ということで、各技術単位全てに AI 担当官を置かせていただきました。それから、また後ほど説明があるかと思いますが、外部の有識者を AI アドバイザーという形で助言等をしていただけるような方も設置しまして、AI に関する審査体制のほうもしっかりと整えていこうと考えております。

いずれにしても、個別の案件等あればまたお知らせいただきまして、こちらでもしっかり分析して対応させていただきたいと思っております。

以上です。

○益分科会長 ありがとうございます。ほかに御質問、御意見等ございますでしょうか。

どうぞ、中村委員。

○中村委員 中村でございます。

御説明ありがとうございました。ちょっと私の勉強不足というところもあるのですが、先ほど長澤委員が言われた G06 分野のところですね。当社においても、いわゆる AI を活用したこういった出願が非常に増えてきています。今のお話で、国内のばらつきの問題もあるのですが、諸外国との基準の違いというところをどう把握されているのかなというところ。一例を挙げると、日本と例えばヨーロッパでかなり基準が違っているということで、グローバルの知財というのは今や当たり前ですので、その辺りの基準のところをどう御庁が把握されているかというところと、仮にばらつきが非常にあるのであれば、どのような形でそれを合わせていくというのですか、ハーモナイゼーションをどのようにお考えかというところをお聞かせいただけると幸いです。

○益分科会長 ありがとうございます。お願いします。

○今村調整課長 ありがとうございます。今、御指摘のありました点でございますけれども、今年度、AI に関する基準と、あとユーザーの皆さんの御意見といったところも含めて調査研究をやってございます。欧州については、この日本と欧州の審査基準、それから運用の比較について、実例をベースに比較しまして御提供させていただくことを考えております。

やはり欧州はコンピュータソフトウェアとか、そういったものは取りにくいといったところもございます。その辺りについてもしっかりと比較をさせていただいて、皆様に分かりやすいように御提供させていただく予定でおります。

以上です。

○益分科会長 ありがとうございます。ほかに御意見、御質問。

○津幡企画調査課長 すみません。マイクシステムの都合で、もうちょっと大きな声で、皆さん、もしくはマイクの位置をちょっと調整していただいて御発言いただければと思います。

○小松委員 小松でございます。これぐらいでよろしいですか。

○益分科会長 はい。

○小松委員 まず、いろいろ御準備いただきまして、計画どおりに進んでいるということは大変喜ばしいことだと思っております。どうもありがとうございます。

私の質問は、スライドの 6、7、8 で、国際比較ですとか、あと出願件数トータルの数値というのはこちらで十分拝見できるのですけれども、例えば国として力を入れているイノベーションに関する分野、例えば GX といった、日本としてこれから強化したいと、日本企業もそうですし、国としてもそうだとやっている項目での国別出願件数というものは特許庁内で集計を取られており、かつ、何らかの機関において分析なり開示とかされておられるのでしょうか。

ネットで調べましたところ、例えばグリーンイノベーション、ライフイノベーションについての調査結果、国際比較というのを発見いたしまして、これが実施されたのは 2021 年だと思うのですが、データ自体は 2016 年までのデータということで少し古いものでした。推進されているイノベーション分野はコーポレートガバナンス・コードで企業が積極的に発信していくことになると思うのですが、今後、こういった分野で国別の出願データ・分析をタイムリーに一般国民が知るようなことはこれから期待してもよろしいのでしょうか。

すみません。たくさんあって申し訳ありませんが、よろしくお願いします。

○津幡企画調査課長 御質問ありがとうございます。GX とかいろいろあると思うのですが、まず、特許庁で年次報告書というものをを出してございまして、こちらの中で各技術分野ごとの統計数字については記載して、公表してございます。その中で、例えば、先ほどのグリーン関係ですと、いろんな技術分野にまたがってしまうということで、なかなか拾い切れないということもありまして、今回、GXTI みたいな形で出させていただいてるところでございます。それ以外のところについて、こういったニーズがあつて、もしくはそれに我々対応できるか、ちょっと今後検討していきたいと思っておりますけれども、そういった必要な情報等にアクセスできるような環境をつくっていきたいと思っております。

○小松委員 そちらのデータは国際比較も込みということですか。

○津幡企画調査課長 ちょっと確認させていただきます。

○益分科会長 ほかにいかがですか。

竹中委員、よろしくお願いします。

○竹中委員 すみません。今、ヨーロッパに出張中で、事前に、朝6時なものですから、参加できないかと思いましたが、時差ぼけで、起きたので参加させていただいています。まず、今の御発言の中で、コンピュータ関連、ソフトウェア関連発明の特許性につきましては、私の印象では、日本だけ、特に発明性はアメリカ及びヨーロッパに比べて緩いかなと思いますが、ほかの要件を比べたら、全体としての特許性の基準は厳格となっていて、違いはないのかなと考えているところがありまして、またもう一度比較調査していただければと思っています。私見としては、日本だけ独自の路線をとるというのでもいいのかなと思ったりもしております。

あと、御発表の統計につきまして実用新案が含まれていませんけれども、ドイツに比べて出願数が半分というのが気になっております。オープンイノベーションにおける中小企業や個人発明家の役割の拡大を考えると簡易で早期権利化により使い勝手のよい制度としての改善が必要ではないでしょうか。そういうこともありまして、ドイツの実用新案というのがドイツでは非常に重要な役割を持っていると思います。

あと、意匠についてですけれども、法改正を行ったのに出願件数が全く増加していないということが気になりました。

以上です。

○益分科会長 ありがとうございます。何かコメントございますか。

○今村調整課長 竹中先生、どうもありがとうございました。実用新案のところにしましては、実用新案を利用されているユーザーの声を聞きながら、それから諸外国、今、ドイツの話がありましたけれども、そういったところの制度等もよく調べながら、もし日本に足りないところがあって、ユーザーとしてそういった制度を使いたいということであれば、またその辺りは引き続きしっかりと検討させていただきたいと思います。

以上です。

○益分科会長 ありがとうございます。お願いします。

○久保田意匠課長 意匠課長の久保田です。

竹中先生、どうもコメントありがとうございます。意匠法は、御承知のとおり、令和元年に大きな改正をしまして、画像、建築物、内装といった新しい保護対象を追加したとこ

ろで、2020 年からこの受け付けを開始しているところでございます。

スライドを見ますと、御指摘のとおり、出願全体の件数は横ばいということなのですが、ちょっと今日はスライドにないのですが、分野別にこれを見ていきますと、画像については、今、年間 2,000 件ぐらいの出願を受け付けております。もともと物品の部分としての画像の出願を受け付けていたのですが、その頃は 1,000 件程度でしたから、そこから比べると 2 倍の出願に増えているというところでは年間 400 件程度が入ってきていて、内装については年間 300 件程度は入ってきているということで、法改正によって新たに追加した保護対象については順調に出願が入ってきているという状況です。

一方で減っている分野としましては、情報通信機器の分野の出願減が顕著でございます。企業の方等へのヒアリング等を通じて、その辺りの原因が何かと、心当たりはないかと聞いたところ、大きな要因としては、これはスライドのほうでもちょっと御案内ありますけれども、開発製品数が減少しているということで、出願戦略を見直したとかそういうことではなくて、単純に出願対象となる製品数が減っているということが一番大きな要因だと聞いております。

私からの説明は以上になります。

○益分科会長 ありがとうございます。多分、今ので御回答にはなっていたかと思われま
す。ほかに御意見ございますでしょうか。

どうぞ。

○齋藤様（鬼頭委員代理） 先ほど御紹介いただきました、名古屋大学の齋藤でございます。

委員の鬼頭が、本日出席がかなわなかったために、コメントを提出申し上げております。
同じく名古屋大学知財・技術移転部門の齋藤から口頭で簡単に御紹介させていただきます。

3 頁等に出願の統計推移を示していただいておりますけれども、本学としまして、大学
知財ガバナンスガイドライン等を踏まえまして、単独出願や海外出願の重要性が高まって
いるということを十分に認識し、出願費用を確保しております。

審査結果のタイミングにつきましては、引き続き適宜早期審査を活用させていただきます
すが、一般的には、FA や STP が早くなったり遅くなったりするというよりは、予見性のあ
るタイミングで審査結果を出していただくと有難く存じます。

審査体制につきましては、大学でも優秀な理系の人材を確保することは難しくなってい

ますが、審査官のようなイノベーションを推進する人材も重要ですので、引き続き確保していただければと考えております。

以上、3点申し上げます。よろしくお願いします。

○益分科会長 ありがとうございます。それでは、あとお二人、田村委員、狩山様で、田村委員からお願いできますか。

○田村委員 オンラインで参加しております、東京大学の田村です。

一言、竹中委員の御発言に続いてということでございます。実用新案の必要性に関して、あるいは改善の必要性に関してですけれども、ドイツのお話がありました。ただ、御案内のように、実用新案がそもそもない国のほうが多いので、ある国でどうかという、そもそも必要かどうかというところも含めて、もし検討するならば、ドイツだけではなくて、実用新案制度が本当に改善に値するほど産業政策に寄与するものかどうかといった観点からの検討も必要になるのではないかと思います。もし検討するのであればということでございました。

以上です。

○益分科会長 ありがとうございます。では、狩山様、お願いします。

○狩山様（藤原委員代理） フジワラテクノアートの狩山です。

審査で、権利化までの期間なのですが、当社は中小企業なので、早期審査、申請しますけれども、大体申請から3か月から6か月で権利化になっていて、事業化において非常に有利だなと思っています。一般的な権利化までのグラフがありますけれども、15か月ということなのですが、これはやはり国全体の知財力を上げるという面ではもう少し早期審査に力入れていただいたらどうかと思っています。

それには、審査官の増員がいいのか、あるいは先行文献調査なのか、そういった調査能力を上げるとか、それから、少なくとも審査官の負担を減らしながら審査期間を短くすると、そういった対策が必要ではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○益分科会長 ありがとうございます。どうぞ。

○今村調整課長 どうもありがとうございます。審査期間につきましては、先ほどもございましたとおり、早いものについては早期審査、それからスーパー早期審査を御利用いただきまして、メリハリをつけていただくということかと思っております。

それから、権利化までの期間でございますけれども、先ほど名古屋大学の方から御意見がありました。期間が早くなったり遅くなったりということになりますと、権利化のタイ

ミングの予見性が低くなるといったところもございますので、短くなった権利化までの期間を維持していくことが必要かと考えております。こういう中で、早い審査が必要なものについては早期審査を使っていただければと考えてございます。

それから、審査体制の方につきましては、しっかりとこの権利化までの期間を維持できるように、体制の整備に最大限の努力をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○益分科会長 ありがとうございます。資料の中に、特許審査のところにAIの活用と書いてあったのだけれども、AIの活用は特許審査の短縮化に寄与しそうなのですか。

○今村調整課長 ありがとうございます。また後ほどあるかもしれませんが、いろいろなところで業務効率が図れるのではないかと考えております。例えば調査、先行技術調査のようなどころにつきましては、調査すべき文献や情報が増えてくる中で、いかに効率よく引用できる最適な文献に到達できるかというところが大事になってきますので、こういったところではAIの力というのは利用できるのではないかなあと考えております。

以上です。

○益分科会長 ありがとうございます。

それでは、質疑、資料1はここまでにさせていただきたいのですが、この後、途中で退席される委員の方で、まだ説明はしておりませんが、資料2から4について御意見がございます場合、御発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

○増島委員 ありがとうございます。増島でございます。

すみません。今日は前半で抜けてしまいますので、資料2に関連して、ちょっとコメントさせていただければと思います。

資料2のほうですが、イノベーションの観点に加えまして、経済安全保障も視野に入れた知財エコシステムの構築と評価に向けた包括的なミッション、ビジョン、バリューが形成されたことは、知財行政の歩む先を示すことになるとともに、官民が共通の目標を定めて協力していくためには大変重要なステップだと考えております。

無形資産につきましては、自社開発が必ずしもこの財務諸表に載ってくるということになっておりませんので、知財活動を企業価値に反映させることは、テクニカルで非常に難しい部分があるのですが、そこを対外的なコミュニケーションというのを使っていかなければいけないというのが、現状、この知財領域の部分での課題と考えています。

対外的なコミュニケーションによる理解を促すためには、いろいろな標準化ですとか共通ツールといったものが必要になってくると思っております、今回、コーポレートガバナンス・コードの改善ですとか IP ランドスケープ手法、具体的なものを提示するということにしているのは、この標準化もしくは共通ツールの提供という観点から非常に重要な取組であると考えております。

オープンにしていくことで知財価値を増していくという活用方法は全般的に指向されているわけですが、この手法は日本の伝統的企業が苦手にしてきたところであると考えております。令和 6 年の調査方針としまして、政府が専門家派遣するですとか対話を促すといったことをしていくということで、プロアクティブに民の側が出張っていただいて、伝統的な日本の企業のカルチャーを変えていく活動を積極的に行っていただくというこの施策に対しては大いに賛成するところでございます。

また、このプロアクティブな活動をイノベーションセクター、つまり、スタートアップや VC 業界にも展開されるという活動も今年していただいております。スタートアップは伝統的企業とは異なって、レガシーがない分、無形資産経営という新しい経営フレームワークをネイティブに実装することができるわけでありまして、それをカルチャーにまで昇華させることができる存在だと思っておりますが、知財エコシステムの思想をネイティブに踏まえたスタートアップを量産していくことによって、スタートアップとオープンイノベーションすることを通じて、伝統的大企業のカルチャーの変革にも大いに効果があるだろうと思っておりますものですから、このスタートアップの知財活動の後押しをするというのは特許庁の新しい政策としてぜひ引き続き力を入れていただきたいと思いますところでございます。

最後です。技術の進展がますます早くなっております、我々、スタートアップを見ていると、企業活動がますますスピードが求められているという状況になってございます。先ほどもちょっと言及がありました特許のスーパー早期審査の充実というのは、特にスタートアップ、スピードが死命を決するといってもいい状態ですが、そういうスタートアップにとって大きな後押しになっていくと感じております。

ただ、このスタートアップにとってスピードが求められているのは特許だけではなくて、ブランドの確立という意味で、商標についても実は同じだと考えております。ブランド認知度をなるべく早く高めて投資を引き寄せるといった戦略をとっているスタートアップがいるわけですが、彼らの戦略をサポートするためのスーパー早期審査のようなもの

が、商標権のところでもきちんと機能するといいと思っておるところです。

スーパー早期審査みたいなものが消費統計に実際使えるのかどうか、私、直接使ったことがなくて、ペーパーを見ていると、特許前提で書いてあるように見える一方で、審査全般のことを書いてあるようにもちょっと見えて、実際どこまでのスコープがこのスーパー早期審査の枠組みに入っているのかという部分について少し教えていただければというのが最後の質問でございます。

以上です。

○益分科会長 ありがとうございます。今の御質問で、スーパー早期特許ですか。商標ですね。

○増島委員 特許はやっていただいているのですが、商標は多分対象外なのかなあと思いつつ、ここも非常に重要であるという、今、御質問と意見ということです。

○根岸商標課長 商標課長の根岸でございます。

御意見、コメントいただき、ありがとうございます。商標のほうの考え方といたしましては、今、通常の審査もおかげさまで大分審査期間が短くなっておりまして、それを含めまして、さらに早期の権利化を希望される場合には早期審査が使えるということになってございます。

早期審査については、今現在、申請から平均2か月ぐらいで最初の審査結果の通知ができる状態になってございまして、商標の審査のプロセスを踏まえますとかなり最速の状態を出させていただいている状態と考えてございます。このような形で、現状、かなり早期と考えてございますが、引き続き、早期の権利化ということにつきましては、そのような形でできるように努めてまいりたいと考えてございます。

御質問の回答になってございますでしょうか。

○増島委員 ありがとうございます。大変よく分かりました。

○益分科会長 ありがとうございます。それでは、加藤委員が挙手されております。加藤委員、お願いします。

○加藤委員 ありがとうございます。私も前半で退出ということで失礼いたしますが、私の立場で申し上げれば、農業とか地方とか、一番特許に今遠いところにいる事業をやっている、その立場から少し、質問というよりは意見を申し上げたいと思います。

1 つ、農業とか地方、我々は静岡にいますけれども、ものづくりが盛んなエリアにいますと、無形資産に対する価値というのはまだ高くないというのが実情でして、そういう

意味で、いろんな中小企業向けの補助事業とかも、全部有形のものを買うものに補助が出るというのがほとんどですね。地方の企業が申し込むような補助事業。なので、本当に無形資産を価値づけしようとしているのかというのはなかなか余り地方に届いていないのではないかというのが実態かなと思っています。

あと2つ目は、我々農業とか地方で言うと、余りVCさんとの接点、スタートアップとはいえ、ないというのが実情で、VCさんに知財、いろんなノウハウを吹き込んでも、結構地方に届かないのではないかなというのがあります。都市部はいいでしょうけれども、地方は、いろんなプレーヤーさんがいて、金融機関とか、いろんな地方の企業に近しいところに知財のノウハウをトランスフォームしないとなかなか届きにくい状況はまだまだ続いているかなと思います。

我々も、ちょっと海外に種苗ということで、今、農水省ともお話を始めたところですけども、中小企業の種苗会社さんからすると、今までは種苗というのはなかなか守りにくくて、他国で展開できない。有名な話が、シャインマスカットとかイチゴとかいっぱい持ち出されて、ただただ盗まれて終わりです、残念、みたいな形だったのですが、それをやはり国として、相当な金額をつぎ込んで新しい品種を出している中で、どう価値づけして他国に出していくかという問題は、農業の場合、急にグローバルになってしまうのですが、グローバルとの調整をしっかりと国対国でやっていただけると、種苗会社さん含めて、農業で培った技術が海外展開しやすくなるかなあと感じています。

雑駁ですけども、以上です。

○益分科会長 ありがとうございます。コメントありますか。農作物系なので。

○津幡企画調査課長 まず、その前のところから。加藤委員、コメント、質問ありがとうございます。まず最初のものづくり系ということで、地方にはなかなか無形資産のところが活用できないということでありますけれども、我々としても、仮に中小、あるいは地方の企業であっても、やはり情報開示しつつ、いわゆる有形資産でない、無形資産の活用がその企業の評価につながるような形で取り組んでいきたいと思っています。例えば金融機関からの融資等、そういったところでも無形資産の活用というところはぜひ使っていきたいと考えてございます。

それから、VCに関する御意見がございましたが、地方に届かないというような、そういったところは確かにあろうかと思います。ただ、特許庁で今年度実施しておりますVCIPASという事業の中でも、中央だけでなく地方のVCも含めて対応しているところでござい

す。引き続き今後も、地方であったり、VCの中にもいろいろなサイズ、規模のところがあるかと思しますので、そういったところはそれぞれに合ったような形で対応できればいいかなと考えてございます。

それから農業につきましては、特許庁も農林水産省とも協力をしつつ、今、取組を進めているところでございます。資料2でも、石川県のところの関係でも、農水とも連携協定を結んでいるという取組もございます。知的財産権という枠組みの中で知財をどう守っていくかということを検討していきたいと思っております。

○益分科会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

鈴木委員も、もうすぐ退席と伺っております。御意見ございましたらよろしくお願いいたします。

○鈴木委員 日本弁理士会の鈴木と申します。

審査状況等については特に申し上げることはございませんで、よく審査等していただいておりますし、意匠の審査出願件数がなかなか増加しないということについても、できるだけ弁理士会とも協力しながら、徐々にですけれども、これから増えていくのではないかと考えておりますし、弁理士もそれにぜひ協力していきたいということを今検討しております。ぜひとも、意匠はいい権利が取れるということをもっとよく広く知ってもらいたいということは進めたいと思っておりますので、形に出るように、これは会としても努力していくつもりでございます。

私の方としては、資料2の中で、特に地方創生で語られている部分について、特にこれも決意表明というか、になってしまうのかもしれませんが、四者協定の枠組みをつくっていただいて、知財経営支援のネットワークというのを非常にうまく活用していければいいかなということで、弁理士会としても、次年度もその準備を進めておまして、先ほど挙がっていました農業に関しても、農業というよりも農業知財という捉え方で考えると、特許でもありますし、意匠、商標でも関係してくるような内容が多々ございますので、ぜひともそのような中で結びつけて、なおかつ、我々の強みが比較的外国の制度との結合というのですか、日本とは違う形で農業を保護している国等あるものですから、それとうまく組み合わせ、日本の制度とうまく接合できるような努力をしていきたい。それは特許庁さんと御相談しながら進めていければということで、農業関係というか、農水知財が多分これからの日本を変えていくかもしれないと思っておりますので、次年度は弁理士会としてもそういうところに力を入れていきたい。

ほかにも、ここに幾つか挙がっている内容があつて、全て協力して進めていきたいなど考えている内容が多いので、なかなか発言の仕方が困ってしまつて、それで、躊躇しているうちに時間がどんどん経ってしまいましたけれども、会としては、ここに挙げているものを実は次年度の目標に掲げて今進めておるところでございますので、ぜひともこの中で協力させていただきたいと思つているところでございます。

ほかにも、細かいところですが、幾つかございますけれども、今日のところは、ざっくり見たときには、例えばD&Iの話とか、非常に実は我々も困っている内容ですので、何とでもこういう取組をこういうところを出していただいて、解決策というかな、構造を変えていかないとなかなか変えられない。

例えば、我々だったら、女性の比率は2割にも満たないわけです。もともとが2割にも満たないですから、それをどうやって比率を変えていくのかとかいうことも考えていかななくてはならないと思つております。ただし、もう待たなれでやらなくてはならないという認識はしておりまして、何らかいい方法、いい御提言、この中で出てくる内容をうまく使わせていただきまして、私どもも頑張つてやっていこうと思つておりますので、ぜひともいろんなセッションいただけることを期待しながら、この会の中で、我々の成果も含めて発表できるようになればいいなと考えている次第です。

ちょっと雑駁ですけれども、今回はこういう形で発言させていただきます。

○益分科会長 ありがとうございます。弁理士の中の女性割合が2割以下ということですか。

○鈴木委員 はい。

○益分科会長 工学部がそもそも15%しかいないことを考えると多いなあと思つて聞いていたのですけれども。ありがとうございます。

よろしいですか。

3. イノベーションの創出のための知財エコシステムの構築に向けて

○益分科会長 それでは次に移らせていただきます。「イノベーションの創出のための知財エコシステムの構築に向けて」ということで、事務局より説明をお願いいたします。その後、委員の皆様からの御質問、御意見を伺わせていただきます。よろしくお願いいたします。

○津幡企画調査課長　ありがとうございます。それでは、資料2について御説明したいと思います。時間が大分超過してきておりますので、私の説明は、事前に御説明させていただいたという前提のもと、ちょっとはしりながら説明させていただきます。

資料2の2ページからですが、実はエコシステム強化とあります。企業価値における無形資産の重要性が高まる中で、そういった無形資産を戦略的に経営に活用していく。それで企業のイノベーション、稼ぐ力を強化していく必要がある。あるいは、VUCAの時代においては多様な「知」を結集して、社会に対して魅力的な価値を創造するイノベーションを創出していくことが必要であるというようなことで、このための知財エコシステムを強化していくという感じでございます。

スライド3につきましては、気候変動問題であったり、技術の複雑化、融合化、あるいはAI技術の急速な発展、多様性の促進、いろいろなものが絡み合ってきています。また、経済安全保障という観点も入ってきてございます。こういった中で、情勢の変化を敏感に捉えた施策を実行することで、無形資産の価値を高め、多様な主体による知財エコシステムの協創を通じたイノベーション創出を目指しますというまえがきになります。

スライド5から本件に入ってまいります。スライド5では、先ほど来ありました知財・無形資産に関するものでございます。こちら、企業価値に占める無形資産の割合が日本では3割程度、他方、米国市場では9割程度とすごい差がありますと。ただ、日本企業にとっては伸びしろという考え方もできるところでございます。

右側では、コーポレートガバナンス・コードにおいて知財投資の開示、あるいは取締役会による監督といったものが入ってきてございますが、企業におかれましては、まだ対応が完全にできていないような状況でございます。

そこで、スライド6ですが、内閣府では、こういったコーポレートガバナンス・コードの改定に伴いまして、この知財・無形資産の投資、活用戦略の開示、ガバナンスの在り方を分かりやすく示すために、このガバナンスガイドラインというものを公表してございます。

ガバナンスガイドラインの中では5つの原則と7つのアクションという形でまとめられていますが、最後、「企業と投資家・金融機関のコミュニケーション・フレームワーク」というところで、企業と投資家等における価値協創をさらに加速させるべく、両者における共通の枠組みであるコミュニケーション・フレームワークというものが入ってきてございます。これによって、知財・無形資産の投資活用の促進によって企業価値の向上、さらな

る投資資金の獲得というところを目指してございます。

続きましてスライド7は、特許庁において知財経営に関する調査の成果ということです。事例集をこれまで出しておりましたという説明と、あと、昨年度の実績として、知財経営の実践において出てきた2つの課題、これは知財に対する意識のギャップであったり、知財部門と経営層の間での情報のギャップ、こういったところで知財部門の役割モデルを再定義するとともに、経営層、知財部門との間で濃密な議論を繰り返すことが重要だということをおたわせていただいております。

スライド8では、今年度さらに知財経営の実践と開示ということを行ってまいりました。左側になりますけれども、知財・無形資産を活用するためには、下に記載していますけれども、本質的な強みを掘り下げて、それから将来像と本質的な強みをひもづける。そして知財・無形資産、投資・活用戦略の検討及び実践というところにつなぐ。この3ステップを循環させることが重要である。

そして、役割としては、知財部門は単に特許を管理するだけではなくて、自社の知財・無形資産としての強みを特定し、他部門と伴走することで各部門の課題解決を支援する役割を担う、こういった役割が求められている。

それから3つ目としては、その情報を開示することで、もちろん企業価値の向上というところがありますけれども、それに加えて、知財マインドが全社に浸透し、知財・無形資産の活用を社全体で進める環境構築につながる、こういったところを今まとめているところでございます。まとまりました報告書と、あと事例集につきましては、今年度まとめている、来年度早々には公表する予定でございます。

それから、右側、先ほども委員の御発言ありましたけれども、IP ランドスケープの具体的な手法ということで、こちらも調査を行ってございまして、企業における IP ランドスケープの実際のものというのがなかなかよその会社では見られないというところで、こういったものを分かりやすく具体的に見せるように、仮想事例というものをつくって、ガイドブックを公表する予定でございます。

仮想事例としましては、新規事業創出、あるいは事業戦略策定、買収候補抽出、この3パターンにおいて、こういうときにどういったツールを使ってどういうことをするのか、まとめているところでございます。公表後はこれを用いて周知を図って、各企業における IP ランドスケープの普及に努めてまいりたいと考えてございます。

それから、知財経営の最後、スライド9ですけれども、来年度の調査方針ということで、

先ほど、ガバナンスガイドラインの中でコミュニケーション・フレームワークという話がありました。こちらに沿った対話、あるいは知財経営の適切な開示というところを来年度取り組んでまいりたいと思っております。

それから、スライド 10、グリーン・トランスフォーメーション関係でございます。こちらでも気候変動に対する取組というものは企業にとっても重要ですし、コーポレートガバナンス・コードにおいても、こういった問題に対する社会改善に向けた取組というところを客観的に示すことが求められてございます。特許庁では、2022 年にこの GXTI というものを公表して、活用を促しているところでございます。

スライド 11 は、GXTI を使って特許庁で調査した結果ということで記載してございます。こちら、用いることで、マクロの調査になりますけれども、国ごとにどの技術分野が強いとか、あるいは年次を追って、どこの国が強くなったとか弱くなったとか、あるいは企業ごとのリストとか、そういったものを公表してございます。

そして、GX の最後、スライド 12 になりますけれども、この GXTI は今後やはり企業の方に活用していただきたいということでお知らせするものです。この GXTI を使うことで、企業にとっては、自社の有する GX 関連の強み、弱みを把握できる。そして、投資家に対して自社の研究開発能力の優位性を特許情報を用いてエビデンスベースで説明できるというところが使えるものと考えてございまして、民間の活用例ということで幾つか記載してございますが、そういったところで使っていただくとともに、今後さらに国内外への普及を目指すとともに、GX のさらなる改善等を考えていきたいと思っております。

それから、スライド 13 からはスタートアップの支援になります。こちら、皆さん御存じだと思いますけれども、IPAS というスタートアップを支援するプログラムをこれまで実践してきてございます。知財の専門家とビジネス専門家をセットにして、メンタリングチームを派遣するという取組でございます。さらに、今年度から、特に VC に対して知財専門家を派遣するというところを取り組んでございます。VC によっては、ビジネス目線を踏まえた知財戦略構築の支援というのはなかなか知見がないということで、VC に対して派遣をしているところでございます。来年度は 15 の VC に派遣をする予定でございます。

スライド 14、IPAS の取組についてのまとめでございます。これまで 6 年間実施してきて、104 社に対して支援を行ってきました。特許の件数、あるいは資金調達と企業数、ここに記載されているとおりです。EXIT まで 2 社到達してございます。

IPAS につきましては、6 年度、この 4 月から INPIT の方に移管されるということで、

INPIT の窓口の専門家と連携をして、シナジーを向上させて、スタートアップ支援をさらに強化していくということでございます。さらに使いやすくなるように、公募の受け付けタイミング等についても、記載のとおりで改善を図ってございます。

それから、スタートアップ支援のところで IP BASE というものでございます。スタートアップと知財専門家、支援者とのコミュニティをつくるものということで、これまで取り組んできてございます。詳細は割愛いたします。

それから、スライド 16、スタートアップと大学、いろいろ共同研究を行うケースがございますけれども、そういったところの契約ノウハウというところが不足している場合がございます。ここで特許庁としてモデル契約書というのを公表してございますが、今年度はさらにそれを分かりやすく示す解説パンフレット、マナーブックといったものを作成してございます。今後はこれらを用いまして周知してまいりたいと思っております。

それから、スライド 17、こちら、新しい取組になります。スタートアップに対するプッシュ型支援ということで、特許の審査の段階では面接審査、あるいはスーパー早期審査といったものがございますが、その制度を知らないスタートアップの方も多くいらっしゃいますので、出願して、審査請求を行ったスタートアップに対して特許庁側からアプローチして、こういった支援策について御紹介し利用を促していくということで、今年の 4 月から本格実施ということでございます。

それから、スライド 18、地方創生と書いてございますが、先ほど鈴木委員からも御発言ありましたけれども、地域知財支援ネットワークというものを構築してございます。昨年 3 月に、特許庁、INPIT、弁理士会、日本商工会議所、この四者がこのネットワークを通じて、地域の中小企業、スタートアップの知財経営支援の強化・充実に取り組んでいくということを宣言してございます。

それから、スライド 19、こちらは連携協定という話でございます。福島県と石川県ございます。福島県につきましては、福島県、特許庁、福島イノベーション・コースト構想推進機構との間で協定を結びまして、下に書いています普及啓発、人材育成、実務支援、企業に対する支援を行ってまいります。

それから、石川県に対しては、先ほどお伝えしましたが、植物新品種の知財の管理についても専門家を派遣する等の支援をしていくということで、石川県、特許庁、農林水産省、北陸農政局、中部経済産業局との間で提携したものでございます。

これらを通じて、全国に広く共有されるような地域支援のロールモデルというものを目

指してまいりたいと思います。

さらに地方創生の文脈では、こちら4月からの取組になりますけれども、地域においては知財を活用して企業が稼ぐ力を向上させるには、そういった地域の支援機関を巻き込んでリードしていく、そういう人材というものがなかなかいないということで、この事業においては、プロデューサーチームを形成して、それを地域に派遣するという取組でございいます。

左側の円にありますように、プロデューサーチームは、その地域において、先ほどの4者連携も含めて地域のネットワークというものを構築してまいります。また、右側の円ですけれども、プロデューサーがこの四者連携支援ネットワークを使いながら地域の中小企業、スタートアップに対する個社支援を行い、地域における知財・イノベーションを創出していく。こういったものを通じて、その地域における知財エコシステムを構築していくといった取組でございいます。将来的には持続的な知財活用の促進を目指す、そういった地域をモデル地域として創出していきたいと考えてございいます。

それから、スライド21につきましては、その知財経営支援ネットワークの構成する一つの機関であります INPIT につきまして、今回、INPIT 法改正もあるということで紹介になります。

スライド21につきましては、AsIs とありますが、現状、第5期中期目標期間ということで、こちらに記載しています第1、第2、第3の柱に沿って支援等を行ってきてございます。

これがスライド22では、ToBe ということで、第6期、この4月から始まりますけれども、あるべき姿としましては、権利取得・戦略活用支援事業の見直し/強化というところを第1の柱に掲げるということで、様々な取組を進めてまいります。

スライド23はそれを、各セグメントごとの業務と書いてございますが、4本柱ですかね。まず1番目の柱としては、知財課題発掘、それから形成、戦略的活用、この支援のところを、柱を組み直しまして、こちらでワンストップで支援する支援エコシステムを形成する。IPAS の事業についてもこちらのほうで読み込まれます。

それから第2、第3は、今までありました情報提供と人材育成、第4は特許行政への貢献ということで、これを踏まえてイノベーションを促進する社会の実現を目指してまいります。

続きまして、スライド24になります。こちら、I-OPEN プロジェクトということで、環

境問題とかそういった社会課題に取り組むソーシャルイノベーター、我々、I-OPENER と呼んでいますけれども、こういった方が知財、ビジネスに精通した専門家の伴走支援を受けて、知財を活用しながら社会課題を解決するプロジェクトというものを実施してございます。

次のスライドで、その実績として、これまで3年間で31社に対して伴走支援を行ってきたという状況です。こういった取組の実績とその仕組みのデザインが評価されて、2023年度にはグッドデザイン賞を受賞させていただいております。

こういった取組を踏まえまして、スライド26になります。来年開催予定の大阪関西万博におきましても、知的財産の活用による社会課題の実現ということで、このI-OPENプロジェクトの成果等を、それ以外にも社会課題の共創に役立つ新技術等を展示するということで、特許庁も、会期期間中の1週間程度、ブースを出しまして、会場を設置しまして、展示・実演等を行ってまいります。

それから、スライド27はD&Iということで、多様性と包摂性ということになります。スライド27は背景情報になります。なかなか日本においては発明者に含まれる女性の出願の割合が少ないとか、女性研究者がそもそも少ないというデータがありますけれども、企業においては、ダイバーシティの推進というところは今後の取組としてふさわしいというところもございますので、今後、D&Iの活動を増やしていくということです。

スライド28においては、今年度、特許庁で実施しています調査の内容になります。左側が知財エコシステムにおけるジェンダーの多様性と包摂性に関する調査ということで、知財エコシステムを構成する女性を中心とした20名以上の方からヒアリングを行ったもの、それを取りまとめているところでございます。

イノベーションに対するダイバーシティの意義としましては、多様性のあるチームで取り組むことによって、左が、まず、イノベーションの種となる多様なニーズが捕捉できる。それから、イノベーション創出に向けたアプローチということで、多様なシーズを創出することができる。それから、多様な視点から磨き上げることで知的財産として価値を高めることができる。こういったところにつながっていく。そのためには、環境整備とマネジメントの意義ということで、ここに挙げられているようなことが出てきてございます。

それから右側、発明者のチームの多様性に着目した特許の質や量に関する調査ということで、こちら、今調査中ですが、発明者のチームの多様性がある場合にどういった効果があるのかというところを統計学的に分析しているところでございます。

こちら、両方とも取りまとめが終わりましたら公表する予定でございます。

さらに、一番下、「今後」とありますけれども、今後も、こういった D&I に関する調査というものを行っていく予定でございます。

スライド 29 は特許庁内の話になります。特許庁の中でのデザイン経営プロジェクトの中に D&I チームというものをつくりまして取組を進めているというものでございます。

国際連携ということで、USPTO 等が行っているプログラム等に参加して、そういった情報を収集しているところでございます。

それから、スライド 30 からは国際的な取組についての説明になります。特許庁としても、企業活動が国籍や国境を超えて日本企業の海外進出が進む中で、こういった日本企業が海外でも知財権を円滑かつ予見性高く取得しやすい、活用しやすい環境を構築する必要があるというものでございます。

先進国については、特に日米中韓で 8 割以上特許出願があるということで、政府の運用調和というところが大事になりますし、新興国、途上国についてはそれぞれの知財システム整備というものが課題となっております。

スライド 31 は、特に先進国の対応ということで、特許、意匠、商標それぞれ五庁の枠組みの中で、都度、特許権に対しての議論を行っているところです。G7 知財庁長官級会談というのが昨年 12 月にありましたけれども、こちら、メタバース空間上で開催するという取組も行っております。

スライド 32、新興国・途上国に対する支援につきましては、古くは 1996 年から研修というものを提供して、途上国との知財制度及び運用を支援しているということです。引き続き、ASEAN をはじめ各国の協力を進めているところでございます。

それから、スライド 33、WIPO との協力ということで、WIPO に対して任意拠出金を拠出しているところでございますが、WIPO GREEN、それから WIPO ジャパンファンド、記載されているところでございます。WIPO GREEN につきましては、マッチングの支援ということで、成功事例を増やすために特許庁からも担当部署に人を配置するなど協力してまいり予定でございます。

それからジャパンファンドの関係では、スタートアップ支援協力というものが WIPO との間で署名したということになります。こちらも引き続きこういったものを通じて途上国等の中小企業、スタートアップの支援を行ってまいりたいと思います。

スライド 34 は、中小企業、スタートアップ、大学が海外に権利化する際の補助金の話に

なります。これまでも制度としてありましたが、6 年度からは公募時期を変更して、より使いやすい事業とする予定でございます。

スライド 35 は、特許庁の職員が海外におりますので、こういったところと相談、あるいは情報収集で各企業を支援してまいりたいと思います。

スライド 36 から AI 対応ということで、AI 技術の進展を踏まえた発明の保護の在り方への対応ということで、推進計画にも記載されているところで、この 3 つの項目について取り組んでございます。

最初の調査研究というところでございますが、スライド 37 で、調査項目、(1) から (3) まで記載してございます。

スライド 38 で、その調査研究の報告は今まとめているところですが、概要としては 38 に記載のとおりでございます。特に AI の利活用の状況につきましては、まだまだ現在の AI の技術水準では発明の創作に人間の関与が一定程度必要である。AI が自律的に発明するような例はなかった。あるいは (2) では、進歩性判断への影響についても、これまでの考え方で適切な判断ができるのではないかと。それから、(3) のところでは、人間の関与が一定程度必要であるということから、発明の技術的特徴部分の具体化に創作的に関与した者を発明者とする現行の発明者要件の考え方で対応可能ではないかというような背景があったというところでございます。こちら、取りまとめたら、また公表する予定でございます。

それから、スライド 39 は AI 審査支援チームの体制強化ということで、AI 担当官を配置してございますが、昨年 10 月、39 名に増員したというところと、あと今年の 4 月から AI 担当官に研修・助言を行う AI アドバイザーという外部有識者の方を置く予定でございます。そういったところで強化をしてまいります。

それからスライド 40、審査事例の拡充ということで、新たに生成 AI とか、マテリアルズ・インフォマティクスを含む 10 の事例を追加する予定でございます。

スライド 41 は、特許庁の中で AI を活用した取組ということの紹介になります。特許、意匠、商標それぞれ審査の段階において活用を進めているところでございます。

スライド 42 は、その特許について紹介するものでございます。分類付与の段階、先行技術調査、検索の段階、スクリーニングの段階、それぞれ AI を活用して効率を図るということで取り組んでいるところでございます。まだ試験的に実証を行っているという段階ではございますが、日々、フィードバック等を通して精度向上を図っているところでござい

す。

それからスライド 43、特許出願非公開制度ということで、令和 4 年に成立した経済安全保障推進法に基づく特許出願の非公開制度、今年 5 月 1 日から運用開始ということで、今準備を進めているところでございます。特許庁においても、一次審査であったり、あるいは保全審査の中で協力というところを行いつつ、保全審査されたものについては出願公開を求めるという対応となつてございます。また、出願人の方におかれましては、この特定技術分野に該当する発明は外国出願が禁止されているというところを御注意いただきたいと思います。

スライド 44 は特定技術分野の概要ということで、説明は割愛いたします。

スライド 45 ですけれども、運用に向けたスケジュールということで、今年の 5 月 1 日の運用開始に向けて、今、各地でセミナー等を行っているところでございます。

スライド 46 は、特定技術分野に該当する発明は外国出願禁止ですよという、お知らせする紙になります。

最後、特許庁の MVV の策定ということで、我々、特許庁職員が同じ方向に向かって進む旗印としてこういったものを掲げてございます。今後も時代の流れに合わせて必要な改定を行っていくことを考えてございます。

長くなりましたが、以上で資料 2 の説明は終わりたいと思います。

○益分科会長 ありがとうございます。

それでは、資料 2 に関する質問、御意見をいただきたいと思います。では、藤木委員、よろしくお願いします。

○藤木委員 ありがとうございます。

説明ありがとうございます。本当に多岐にわたった活動をされていて、感謝以外、言葉はないのですけれども、幾つか個別に、コメントにはなりますけれども、させていただければと思っております。

まず 1 つは生成 AI の関係ですけれども、これは他の委員からも既に言及がありましたが、こういった新しい分野に関しては、国際的なハーモナイゼーションというか、そういったものが非常に重要だと思っております。例えば明細書の記載要件等にギャップがありますと、後々の外国含む全体での権利化であったり、その海外での権利行使においてトラブルになりますし、進歩性、新規性といった実態審査のところでも、こちらは国内で基準が厳し過ぎますと、日本で特許にならないから出願やめようということになってしまつて、

国内の特許がなくなる一方で、海外の競合会社は積極的に取っている。そうしますと、グローバルのライセンス交渉において日本国内の企業が劣性に立たされるといったことがある。逆に、緩過ぎますと、海外での権利行使の際にどんどん特許が無効になってしまっていて、いろいろトラブルになりますので、先を見据えたハーモナイゼーションというのは必要ではないかと思っております。

あと、経済安全保障の観点ですけれども、非公開特許制度が導入されるということでもありますけれども、私、ライセンスの会社をやっている観点で申し上げますと、非公開特許というよりも、特定重要物資の安定供給というのが安全保障ということでは求められていると思っております。そういった安定供給において特許の視点で、例えば差止請求権であったり、外国等への特許の譲渡であったり、そういった特許の処分取扱いについて安全保障の観点からどのように考えるべきなのかというのが今気になっておるところでございます。

あと、モデル契約書に関しましても非常に有用だと思っております。これは共通言語でお互いに交渉できますし、スタンダードな基準ができるということで非常に素晴らしい。ただ、これはあくまでゴールではなくて、それを使うことがスタートだという視点で皆さん多分お考えになっていると思いますけれども、改めて、大学の方にもそういう意識でいていただきたいと思っております。基本的には、企業でもライセンス交渉というのは双方にとって受入可能な条件をどう取らせていくかというか、フレキシブルに対応していくかというところが重要になりますので、あくまでモデル契約書というのはスタートラインだという理解でおります。

あと、プッシュ型の支援につきましても非常に興味がございます。今回、福島県のスタートアップを優先的に支援されるとお聞きしましたがけれども、1 つは、どういうスタートアップを支援対象に選んでいるのかとか選ぶのかと、そういったところは特許庁のノウハウであったり、例えば IPAS とか、VC-IPAS、そういったところからフィードバックを受けていろいろ考えられていると思っておりますので、そういったノウハウとか特許庁の考え方というのはどんどん積極的に公表していくことが、よりスタートアップのレベルアップにもつながるという点と、あと、地方創生という観点でも、こういった仕組みをより地方のスタートアップに展開していくというのは非常に地方創生という観点では素晴らしい取組だと思っております。経済とか人口とか、東京に割と一極集中に近いですが、テクノロジーとかスタートアップというのはそれほど集中というよりも、地方により広が

っている部分が多いと思っていますので、ぜひそこにも力を入れていただければと思っています。

コメントだけですけれども、よろしくお願いします。

○益分科会長 ありがとうございます。それでは、オンラインで参加されている竹中委員、廣田委員が挙手されております。竹中委員からお願いできますでしょうか。

○竹中委員 ありがとうございます。事前にもコメントを提出しておいたのですけれども、ここでちょっと発言させていただきますと、まず、GXTI につきましては、日本企業のサステナビリティ、この分野では日本は余りよく評価されていないので、ぜひ海外投資家等にアピールする上でも有効な取組なので、今の時点では日本独自のシステムと聞いていますけれども、これが世界展開されて、情報開示を有効にできるようにしていただければと希望しております。

あと2点目、多様性ですが、私、この調査委員会の委員長もしていますが、今、御紹介いただいたように、イノベーションに非常に有効なインパクトを与えているということがインタビュー調査で確認することができました。この結果が実証研究等により客観的データで確認していくとともに、今回はジェンダーの多様性に焦点を当てましたけれども、これからもっと海外から優秀な人材を日本に引き寄せるために、いろいろな分野に調査研究を拡大していくべきだと思っています。

それと、最後になりますけれども、3点目はAI技術の進展を踏まえた発明の在り方ということです。発明者の認定というか、AI発明か、またはAIを利用する人間による発明かという基準について、2024年2月23日に、皆さん御存じのように、アメリカ特許商標庁が具体例を示したAIを利用した発明の発明者認定ガイダンスというのを公表しました。ぜひ日本の特許庁もなるべく早く具体例を示した同様の審査基準を公表する必要があると思います。

アメリカがこのように具体的な例を示してきたので、恐らく日本の出願人もこれに合わせた形で出願を用意するような、発明者を認定していくような実務になるかと思います。田村先生ともちょっと議論になりましたけれども、日米の基準に私は差があると思っています。でも、私が委員をしている構想委員会のほうから特許庁の見解として出されたものというのは余りアメリカと変わらないような形になっているのです。

それであれば、アメリカの基準をそのまま使えばいいのかもしれませんが、もし違うのであれば、早急に具体例を示していただければなということを感じております。

アメリカと違いまして、日本の場合には発明者認定基準の判例が少ないですので、具体例を示した基準の公表は、なかなか難しいところもあるかと思いますが、判例を待っていたら、それまで出願人が混乱するので、ぜひ早急に何らかの具体例を示した審査基準をつくらせて公表していただければと思います。

さらに詳しい内容については書面で事前に提出しておりますので、そちらのほうを御参考にしていただければと思います。ありがとうございました。

○益分科会長 ありがとうございます。まず、オンラインで廣田委員に御発言いただいて、会場の委員にお伺いします。

○廣田委員 ありがとうございます。御説明ありがとうございました。

○益分科会長 廣田さん、今日初めて御参加ですので、一言御挨拶を。

○廣田委員 失礼いたしました。廣田尚子と申します。ヒロタデザインスタジオというデザイン会社をやっております、また、女子美術大学でビジネスデザイン、あるいはものづくりの方のプロダクトデザインというものを教えております。どうぞよろしくお願いいたします。

そういった関係で、少しコメントさせていただければと思っております。どういうことかと申しますと、実は先ほど御説明の中にありました I-OPEN がグッドデザイン賞を受賞されて、おめでとうございます。偶然なのですけれども、私はグッドデザイン賞の審査員を長年、10 年ほどさせていただいている中で、たまたまこの I-OPEN の審査を担当しておりました。そのときのコメントなども少し交えながらお話しさせていただければと思っています。

この I-OPEN は、先ほどの御説明にもありましたけれども、プロデューサーがついて、専門家のチームで支援して、一つのプロジェクトを成長させていくというモデルになっております。これによって、私どもで審査している中で、大変質の高いロールモデルができていること、それが幾つも定期的にある量で生まれていることが非常に価値があると思っております。

知財の特許の取得件数が増えることも確かに大事なことはあるのですが、質の高いビジネスの完成形のロールモデルができている、その中にどう知財が混ざっているのか、織りなされているのかということが分かる質の高いロールモデルが多く生まれることは、今後の後続の世代の方々にとっての日本の価値を押し上げる非常に大きなイノベーションの大本になっていく、源泉になっていくというところで、この I-OPEN という活動、す

ばらしいということで受賞されているところですので、先ほど、地方創生のほうでも、プロデューサーが入ったチームを組んで支援する体制をつくられて、そういったことがスタートしていくというお話がありましたので大変期待しております、そういった質の高いロールモデルをつくられるような支援というのは、大変労力も要り、続けていくことも大変かと思いますが、むしろぜひとも拡大させていただきたいとデザイン業界では思っているところをお伝えしたいと思います。

以上になります。

○益分科会長 ありがとうございます。それでは、会場の長澤委員。

○長澤委員 すみません。時間も押しているようなので手短に。

藤木委員がおっしゃったように、多様な取組をしていただいて、ありがとうございます。それぞれについて非常に感謝しているという前提で聞いていただきたいのですけれども、幾つか産業界の声もお伝えいたします。

1 つ目は、スライド 10 から 12 の GXTI に関するものです。まさにこれは活用できると思うのですが、中には、出願人としてはグリーンテクノロジーに関連すると思っている件が分類の中に入っていないというような不満の声も若干聞いております。ぜひ産業界と対話していただいて、きめ細やかな分類の設定を続けていただきたい、というのが 1 つ目です。

2 つ目はスライド 30 から 31 のところですが、先ほど中村委員が少し話されたハーモナイゼーションに関するものです。特に EP0 と日本とでは、先ほどの G06 以外の分野でも、審査基準がかなり違うと認識しております。例えば、PPH を活用してもなかなか特許にならないというのがヨーロッパの現状です。もちろん日米間もかなり違いますが、ヨーロッパのほうが特に相違が目立っています。個社としても、EP0 と直接対話しておりますが、ハーモナイゼーションについては JP0 の方でも引き続き努力していただきたいと思います。これは、竹中委員がおっしゃったように、決して妥協する必要はないと思います。日本の考え方を守った上で、合わせられるところは合わせていくという考え方がよろしいのではないかなと思っています。これが 2 点目です。

3 点目は特許出願非公開制度に関するものです。私は、内閣府の「経済安全保障法制に関する有識者会議」の委員を務めており、特許出願非公開の制度設計に関わっておりますところ、制度設計に関する特許庁の協力には非常に感謝しております。と申しますのは、最初、アメリカの秘密特許制度とかけ離れた制度ができそうだったのですが、特許庁から

の出向者の方がメンバーに加わって戴いたことによって、正常な方向に向かいました。その結果、我々は今、米国の秘密特許制度を扱っているさじ加減でほぼ新制度に対応できるような状況、即ち、非公開になる件数になってきたのではないかとということで評価しております。

ただ、メディアが時々不安を煽るような行動をしております。これについては、内閣府にもお願いしているのですが、特許庁でもぜひうまくコントロールしていただいて、不安を煽るようなことがないようにしていただきたいと思います。

あと残っているのは損失補填のところですが、これはなかなか難しい問題です。例えば、海外に出願できなかった結果、第三者が海外で特許を取ってしまい、そこで先願であったはずの日本出願人が海外で差止めを食らってしまう、というようなケースが想定されるところ、そうしたケースにおける損失をどのように補償するのかが議論されています。もともと非公開になる件数が非常に少ないので、レアなケースだとは思いますが、要は損失と関係が明確なものしか保障しないという形に行きがちです。おそらく、他の省庁から国庫を使うのだからということで問題視されるとは思いますが、この点が余りにも厳しいとこの制度の施行自体の意味が薄れてしまうので、この点気に留めていただきたいと思います。

これと同じような話で、イノベーションボックス税制がありますこれも基本的に金額が明確化されているライセンス収入と売却収入だけが減税対象とされています。特許権に関しては、令和6年4月以降に登録された特許だけが対象になるということで、我々、知財協会の会員が恩恵を受けることができるような税制にはなっていないと思われます。もちろん、このこと自体は経産省の担当の方もよく分かっていると思うので、今後とも引き続き検討していただき、知財戦略を真っ当に実行し、そこで産業上の利益を産み出している会社にも恩恵があるような仕組みに変えていっていただきたいと思いますところでは。

以上です。

○益分科会長 ありがとうございます。中村委員、次をお願いします。

○中村委員 すみません。手短に。3つですね。2つがコメントで、1つが質問です。

まず、コメントのほうですけれども、スライド8のところ、令和5年度の御庁の調査結果ということで、今回、右側のほうですね。IP ランドスケープの具体的手法というのが、私も外部委員を務めさせていただきまして、非常に突っ込んだ内容で、特に仮想事例というのをガイドブックに盛り込んだということで、具体的に海外企業の3社というのを特定

して、その過去に要するに遡って、例えば M&A をしたときにどういう IP ランドスケープをやったらいいかといったような目的別に仮想 IP ランドスケープというのをつくったというのは非常に実務上企業に役に立つと思っております。

ただ、この資料が、資料だけを目で追っても、なかなか頭に入らないと思うのですね。ちなみに、私ども、有志企業で構成している IP ランドスケープ推進協議会も、実は昨年度からこの仮想 IP ランドスケープというのをやっているのですよ。目的別で、こういった仮想事例というのをつくって、かなり事例がたまってきました。従いまして今回良い機会なので、御庁のこういった今回の調査研究が出されたところで、例えば推進協議会、御庁にもバックアップいただいておりますけれども、何か共同してセミナーをやるとか、この調査報告書の行間を埋めるような取組をされるともっと普及するのではないかと思います。

2 つ目のコメントは、先ほどお話のあった GXTI の件なのですが、これは IPC をベースにして、国をまたいで同じ条件で検索して母集団がつかれるという非常に便利なものなのですが、その PR が少しもったいないなと思っていて、これはもっと活用できるのではないかと思います。今、資料にも事例が紹介されていますが、各国の状況をこのように分類でこれだけ出願傾向が違うよというのを過去の積み上げで示しても、なかなか傾向が見えてこないと思います。

なので、例えば産業構造がどう時系列で変わってきているかというのに見合った、この領域のところ各国でどういう出願が出ているかみたいなものを併せて見せるとかの工夫をされると、企業も取り込みたいと思うのではないのでしょうか。もう既にやられている企業とかもあると思うので、ヒアリング等されて、ちょっとここはぜひ PR していただきたいなと思っております。

最後、質問なのですが、今年度の調査研究のところ、令和 6 年度の調査方針予定というところに書かれているのですが、これは具体的にどういう活動をするのかというのを教えていただければ幸いです。

○益分科会長 ありがとうございます。今の最後の質問のところ。

○津幡企画調査課長 中村委員、質問ありがとうございます。この令和 6 年度調査方針は、進め方としましては、企業に専門家等を派遣して、その中で、今年度、自社の強みをちゃんと把握できていない企業が多かったものですから、そういったことがもうできているような企業を特に対象としまして、ステークホルダーに対してもどのように対話して開示し

ていくかというところを議論していただいて、実際に開示までいくかはちょっと企業次第ですけれども、企業に入り込んでそういった取組をしていく予定でございます。

○益分科会長 ありがとうございます。

○中村委員 ちょっとすみません。まだちょっと疑問が解決しなくて。これは、やり方をよく考えないと、現実問題として、冒頭のご説明にあったコーポレートガバナンスのコンプライはしていても開示が十分でないという話なのですけれども、要するにみんな開示というのを横並びで様子見ているわけですよ。自社の生々しいところを本当に開示かというところ、そこはなかなか裏腹で、そういった状況の中で外部の人間が入り込んでも、なかなか実行というのが難しいのではないかと考えておきまして、現状の開示、今どの程度開示がされているのかという現状把握をした上で、どういう入り方があるかというところを少し遡られて検討を計画されるとういかなど。何となく、入っていても儀式みたいになってしまってももったいないと思いますので、我々もすごくこれは悩んでいるところなのですけれども、外部の方が来て本当に生々しい話を露呈するかというと、それはノーだと思いますので。

以上です。すみません、長くなって。

○津幡企画調査課長 ありがとうございます。そういうところも踏まえまして、来年度どのようにするか、詳細設計していきたいと思います。基本的には、公募して手挙げてきた企業に対してやるということだとは思っているのですけれども、そこも手を挙げてこない意味がないと思いますので、ちょっと考えていきたいと思います。

○中村委員 またいろいろ教えてください。ありがとうございます。

○益分科会長 ありがとうございます。暦委員。

○暦委員 TOPPAN ホールディングスの暦です。

今の関連。スライド9は私も話をしようと思っていまして、ぜひうちに来て、一回話を聞いていただきたいなと思います。というのは、私、明日、投資家さんとIRの面談があります。今は会社として政策保有株式を減らしなさいというのが大きな流れでして、そうすると、やはり投資家さんとの対話ってまさにステークホルダーの中の一つで、おっしゃるとおりなのですね。売った株をどこかに持ってもらわなければいけないというのが現実問題として発生する。

私ども、決算説明会をやっていましたけれども、去年からIR DAYというのを別枠でオープンにしています。投資家の皆さんの興味があるのは、これから成長事業で伸ばしてい

きます、もしくは稼いでいくよという事業の中身と新事業の中身ですね。それって知財にほとんど絡むので、私どもはパテントマップをつくって、それも説明します。ですから、まさに今おっしゃったように、企業として出せないゾーンと出せるゾーンがあるので、それは事前に仕分けをしておいて、なおかつ、差別化が図れる状況を理解していただかなければならないので、というようなやり方をさせていただいています。

投資家からは、知財は数でもないですし、やはり聞えるものでなければならないと言われています。ですので、事業部門の担当がそのクオリティと中身を見て、投資家に知財が成長戦略や差別化戦略に貢献していることを説明できるようにしていくことが重要ですし、そのような対話の機会を増やしていくようにしたいと考えています。また、スライド 40 の AI の特許事例については、当社は AI 関連発明の出願を推進しておりますが、今後、業界別なり分野別でシリーズ化して追加でお出しいただけると非常に参考になるところがあるのではないかなと思います。

ということで、2 件。以上でございます。

○益分科会長 ありがとうございます。松山委員、お願いします。

○松山委員 ありがとうございます。簡単に 3 点ほどコメントさせていただければと思います。

既に令和 6 年度の調査方針で結構議論がなされている中、ちょっとその前の話で恐縮ですけれども、スライド 7 のほうにあるように、知財経営を実践するための事例集というのが毎年度出ておりまして、私、結構読ませていただいておりますが、2023 年はこの知財実践に向けたコミュニケーションガイドブックということで、経営層と知財部門がどのようにうまくコミュニケーションとってくるかというお話が載っておりました。企業の知財部の方に私自身が御相談受けることが多いのですけれども、経営層と意思疎通がうまくできない、知財部の提案を酌んでももらえないというような話があり、それは多分、知財部の方も、経営層がどういう判断をするか、経営判断する上においてどういった情報が必要かというのも、ふだん、コミュニケーションで把握する必要があるのではないかと思います、また、経営層としまして、今、知財の可視化とか社外アピールの仕方というのは大変問題になっている中、コミュニケーションは重要であり、知財部なしには、知財アピールという意味での経営もうまくは進まないということを理解して、ここはコミュニケーションをとることが不可欠なのではないかなあと思っている中、そういうことに成功している会社さんも、インタビューの内容などで載っているので、大変参考になるのかなあと思っています。

たりします。

企業の方に聞かれたときに、こういったものが出ていますよと御紹介すると、知らなかったりするのですが、アクセス数とかでどのぐらい皆さんがこれを読んでいるのかとか、紙媒体もあると思うので、配布数なんかで、どのぐらいこういうものが活用されているのか、読まれているのかというのも分かるのかと思いますので、今まで出したものをどのぐらい皆さんが興味持って読んでくれているのかとか、もしいいものなのに読まれていないようなら、周知の方法もちょっと考えるということもあり得るのではないかと個人的には思っております。

2 点目は、スライド 39 ですかね。AI 審査支援チームということで、AI 技術は横断的な部門に関わるので、AI 担当官で構成される AI 審査支援チームというのは大変いい制度だなあと思っております。今度また人数も増えるということで、うまくいっているのではないかとと思っております。

ここに、AI に横断的にいろんな部門に関わる AI の情報が蓄積されていると思いますので、今、また別に国際的な比較も調査を行っているということなので、その辺の情報を全部ここに共有されているのでしょうか。1 か所にしっかりと蓄積して、この支援チームの中でもどんどん人を育てていくという仕組みをどんどんつくっていくといいのかなあと思っております。この辺の蓄積された事例なんか、公表されるといいのかなあと思っております。スライド 40 を見ると、ここでは蓄積されたものの事例が公表されていくということなのでですかね。そうすると、出願人としても基準も分かりやすくなりますし、審査官にとっても適切な、透明性ある審査がしやすくなるのかなあと思っております。

最後に 3 点目ですけれども、スライド 43 にあるように、特許出願の非公開制度がついに始まるということで、今も大分 Q&A のような形で詳細に説明されているように思いますが、今後も、実際に動き始めていろいろと、新しい問題、想定しなかったことも起き得るのかなと思いますので、皆様の不安をあおらないためにもどんどん新しいものを更新していくといいのかなあと思っております。

あと、実際の統計データ的なものも、保全審査に書類送付された件数とかですかね、お出しいただけるなら、客観的な数字が出てくるといろいろ見えてくるのもあるのかなあと思っております。どのぐらいのことができるのか分かりませんが、統計データ的なものも、一定程度時間たったときに出していただけると参考になるのかなあと思っております。 私からは以上です。

○益分科会長 ありがとうございます。出雲さん。

○出雲委員 私からは、スタートアップ支援ということで3点意見を申し上げます。

重要な順に申し上げたいと思います。まず1点目が今日の16ページ目のオープンイノベーション促進のためのモデル契約書です。これは大学知財ガバナンスガイドラインとこのモデル契約書が両輪となって、我が国の知財流動性向上の肝になると考えております。御案内のとおり、日本の大学が出願する特許が今年間7,000件で、そのうち83%が死蔵特許、全く使われていません。この大学発スタートアップ振興の中で最もうまくいっている東大ベンチャーは現在371社ありますけれども、その東京大学と京都大学の知財の活用が40%を超えています。一方でその他の大学、780ありますが83%の特許が生かされていません。このモデル契約書とその大学知財ガバナンスガイドラインは流動性を高めるためにありますから、国際卓越研究大学や地域中核特色ある研究大学強化促進事業の対象大学に対しては、このモデル契約書とガバナンスガイドラインを徹底する形で、18ページ以降にあるような地域知財経営支援ネットワークを構築していくことが最も肝要であろうと思っております。

この地域中核特色ある研究大学強化促進事業の対象大学に対しては、特許庁やそのINPITからプロデューサーを派遣したり、連携協定を積極的に結んで、大学の知財を活用したディープテックを各研究大学から50社、スタートアップを50社創出するところまでが、このモデル契約書をつくった意義、その役割だと思いますので、これをそのままひな型として契約をするようなスタートアップ、大学の事例を50社、スタートアップ50社、その50件、必ずやり切らなければいけないと考えます。

私は大学発に限らず、スタートアップ育成5か年計画策定の際に毎回申し上げているのですが、今我が国のスタートアップが3,781社ございまして、64社が上場しました。日本の知財を活用したディープテックのスタートアップは、50社つくると大体1社、IPOします。大学の知財を活用したディープテックのスタートアップは非常にヒットする確率が高いので、何としても50社つくって、1社上場してもらおう。その上場したスタートアップが中核となり、知財専門家や各地域金融機関が集まって、スタートアップ、知財活用エコシステムが各地域に構築されていくことになると思いますので、このモデル契約書をひな型とするということを、まずは地域中核特色ある研究大学という強化促進事業の対象大学から徹底して行っていかなければならないのです。

内閣府で調べていただいて、今、大体4分の3ぐらい、75%ぐらいはこの知財ガバナンス

スガイドラインとモデル契約書を策定して、いいスタートアップ振興ですとか大企業との連携、マーケティング、ライセンス契約が結んでいるという報告だったのですが、一方、25%、4 大学に 1 大学はここまでやっているのに動きません。このモデル契約書や知財ガバナンスガイドラインを活用しない大学は生き残っていくことができませんから、しっかり、100%になるように、INPIT や特許庁からも支援、人材派遣ですとか専門家派遣、プロデューサー派遣、連携協定、うまくいきそうなところはその連携協定を締結して支援を強化していくということをぜひやっていただきたく存じます。

2 点目と 3 点目は簡単に申し上げますけれども、2 点目は、ベンチャーキャピタルへの知財専門家派遣事業、VC-IPAS についてです。これはもっと派遣しないといけません。5 社、10 社、15 社という順番に進んでいるのですが、スタートアップ育成 5 か年計画は 3 分野 59 項目ございます。この 3 分野全てで、5 年で 10 倍というのがスタートアップ育成 5 か年計画の肝ですので、日本のベンチャーキャピタルに対する知財専門家派遣事業もリスクマネーを 8,000 億円から 10 兆円にするというのが育成 5 か年計画の肝であります。知財専門家派遣事業も平仄を合わせて、ぜひ 5 社から 15 社と言わずに 50 社、日本の VC にディープテックスタートアップ支援の核となりますから、この知財専門家派遣事業、強力に拡充していただきたいと思っております。

最後 3 点目、オープンイノベーション促進税制とイノベーションボックス税制について、これはアメリカや諸外国と比べて、我が国が民間無形資産投資促進を一番劣後していますので、強力に推進していくための税制上の要となる政策でございます。イノベーションボックス税制の対象所得については、諸外国並みの J スタートアップ認定企業ですとか、IPAS で支援しているスタートアップ、特許法上の中小企業、IT ベースで表彰したスタートアップ、こういった見込みのある、重点的に支援しなければいけないスタートアップの所得については、知財からの所得に限定することなく、諸外国並みの所得全般に対してこのイノベーションボックス税制の対象所得を広げるべきだと思っておりますのでコメントさせていただきます。 以上です。

○益分科会長 ありがとうございます。すみません、アレンジ悪くて、時間があれですが、狩山委員は挙手されているので、簡単にお願ひできますか。

○狩山様（藤原委員代理） 狩山です。

国際的な取組の中で、中国における冒認出願が結構あるのではないかと感覚的に感じています。中国の場合、特許だけでなく、実用新案制度があって、無審査で権利化される。

冒認出願するということによって、中国での事業って結構阻害されているものが多いのではないかなあと。国として、そういった中国政府に対する働きかけみたいなものは何か考えられているのであれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○益分科会長 ありがとうございます。今の、簡単に、簡潔に御回答をお願いします。

○松下国際政策課長 コメントありがとうございます。御指摘の点につきましては、相手国との意見交換の場で、特許庁のほうからも対策を強化するということとは申し上げておりますし、産業界と併せて、そういった要望を伝えているところです。今後ともその御指摘の点について対策を検討してまいりたいと考えております。ありがとうございます。

○益分科会長 よろしいですか。

山田委員、何か御発言あれば。

○山田委員 後ほどメールするというのもいいのですが。

○益分科会長 ではよろしく願いいたします。ありがとうございます。

4. 各小委員会の報告

5. 産業競争力強化法等の一部を改正する法律案のうち INPIT 法関連箇所について

○益分科会長 それでは、大変申し訳ございません。小委員会の報告、資料3について事務局から報告いただきます。3をやって、4も一緒にやっていただければと思います。お願いします。

○津幡企画調査課長 時間押していますので、本当に概略のみということで、この1年間、分科会の下にあります小委員会におきまして、この4つの小委員会で議論がありましたということで、報告になります。

1つ目、弁理士制度小委員会ということで、記載のとおりでございます。

2つ目、品質小委につきましても、特許、商標、品質体制のところの評価についての御審議がありました。

それから、不正競争防止小委員会の報告というところでは、令和5年の不競法改正に伴って、その後の関係資料の改定とか、そういったところを議論がなされてございます。

それから4番目、財政点検小委につきましては、特許特別会計の財政運営の状況等ということで、グラフとしてスライド12にありますけれども、剰余金のところにつきまして、

ピンク色になりますけれども、料金値上げとか歳出の削減という取組をもちまして何とか状況としては好転してきたという状況でございます。

小委員会からの報告は以上になります。

○細川総務課長 資料4も簡潔に申し上げます。

今国会に提出されてございます法案、特許庁関係でございますので、簡単な御報告です。今年はいわゆる制度は出ておりませんので、組織の関係でございますが、産業競争力強化法、経済産業省の一丁目一番地の法律でございますが、こちらの中に INPIT が位置づけられるということが1点ございまして、おめくりいただいた紙の青いところ、大きな柱の左下、今回、中堅企業が大きな政策のテーマになっているということで、特に国内投資に積極的な中堅企業者に対して INPIT が助成、助言するということ。

あと、右下、(3) でございますが、こちらで標準化と知的財産を活用した市場創出、すなわち、オープン＆クローズに関して大臣が認定して、こちらに対して INPIT、併せて NEDO が助言するという内容になってございます。

加えまして、こちらの法律で INPIT 法そのものについても改正を加えさせていただいてございまして、名前のとおりの今までの主要業務であります情報提供、研修業務に並びまして、中小企業に対する助言、さらに、今回、助成というものをできるようにするという形で業務を加えてございます。

こうした、先ほどの産競法も含めて、国会を通過すれば、さらに求められる役割、期待が高くなるということで、しっかり関係機関と連携してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○益分科会長 ありがとうございます。

時間も押しているのですが、資料3、4で特に御発言のある方いらっしゃいますか。

よろしいですか。

どうもありがとうございます。大変申し訳ございません。時間が少し過ぎてしまいました。本日予定いたしました議事は以上でございます。

最後に事務局から何かございますか。

○津幡企画調査課長 すみません。時間を超過してしまいまして。皆様からいただいた御意見につきましては、担当のところで精査させていただきたいと思っております。

本日の議事録に関しましては、委員の皆様にご確認いただくよう、後日、事務局からお送りさせていただきます。

以上になります。

○益分科会長 ありがとうございます。いつものことではございますが、事務局には本日
出た意見を踏まえて特許行政の新たな施策検討など、スピード感を持って進めていただき
たくお願いいたします。また、必要に応じて小委員会等での検討をお願いできればと思い
ます。次回の分科会の日程につきましては、改めて皆様に御連絡するという事になって
おります。

6. 閉 会

○益分科会長 以上をもちまして、産業構造審議会第 19 回知的財産分科会を閉会させて
いただきます。本日はどうもありがとうございました。オンラインの方も大変ありがとう
ございました。

——了——